

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」

報告書(抄)

3. 改革への提言

I. 独立行政法人、特別民間法人

<独立行政法人>

①

国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院のネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会(仮称)」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る。

厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院は、国立病院機構の国立病院144、労働者健康福祉機構の労災病院30を始め、年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)の社会保険病院52、厚生年金病院10のほか、国立高度専門医療研究センターの8を含めると、244ある。これらの病院が、複数のネットワークに分かれて置かれ、地域的に効率的、合理的な配置になっているか疑問に思われる。

さらにこの中で、6つの国立高度専門医療研究センター及び国立病院のうち8つの中核的な病院は、政策医療を担うものとしての位置付けは理解できるが、それ以外の病院については、ヒアリングにおいて、公的な病院としての存在理由が明確に説明されなかった。

これらの全病院について、①政策医療を提供する病院としての存在理由、②公的病院としての存在理由(民間病院としては経営的に担えないのか否か、病院ネットワークに組み入れる必要があるか否か、など)といった観点から一体的、総合的に見直す必要がある。

RFO保有の病院については、地域医療を担うものとして、公的な病院として存続させる法案が提出され、廃案となったところであるが、こういった厚労省所管全病院の在り方の見直しの中で、再度検討されるべきである。